

## 新たなる政治の空騒ぎ

写真は憲法学者の蟻川恒正氏の朝日新聞1月24日朝刊への寄稿。同感するところが多い論考なので、抜粋して紹介したい。

自民党が野党時代の2012年4月に発表した憲法改正草案は、政教分離を定めた憲法20条1項後段を改正し、宗教団体は「政治上の権力を行使してはならない」という文言を削除する案を規定していた。このことは、反共産主義や男性支配型の家族観を掲げて政治権力の掌握を志向する旧統一教会と自民党との浅からぬ因縁に徴するとき、これまでとは異なる角度からの照明を必要としよう。(教団と自民党政治家との関係に触れ)かくも無惨な政治の劣化は、「安倍一強」と言われた政治環境に胡座をかいて、10年間、衆参6度にわたる国政選挙での勝利に酔った安倍氏「配下」の政治家たちが、我慢強い国民に高を括って、空騒ぎに興じた結果というよりほかに、説明のしようがない。



政治家たちの浮かれ騒ぎは、今日、「敵基地攻撃能力」という新たな題材を得て、ますます盛んである。その始まりが、退陣を表明した後の、したがって政治責任を負わずに済む条件下での、首相(安倍氏)の談話であったことは、兆候的であった。現政権が、表現を「反撃能力」に和らげた上で、野党からの追及を免れた今年の臨時国会閉会後に、その保有の必要性を文書化し、これを、あろうことか国会審議に先立ってアメリカへの手土産としたのは、その手法も含めて、元首相の政治を継承するものであった。

2022年12月16日のこの国家安全保障戦略の閣議決定は、憲法9条への言及を欠く。相手国内の軍事施設を攻撃することが、「武力の行使」の必要最低限度性を厳しく求める憲法9条1項に違反しないか、また、抑止力を至上課題とし、軍事衝突のリスクを高め、際限なき軍拡競争を必然化する国家戦略が、「戦力不保持」を定めた憲法9条2項に違反しないかは、通常国会の不可欠の争点である。だが、それ以前に、このような「戦後の安全保障政策の大転換」を、岸田文雄首相が、憲法9条に則した説明をしないまま、国会審議を待たずに、それどころか、臨時国会閉会後を待って、閣議決定したことそれ自体が、最大の争点でなければならない。なぜなら、違憲の疑いが濃厚な既成事実を一方的に作出した上での国会審議となれば、9条は既に死文化したとの印象が植え付けられ、政権は、不当に有利に憲法論を主導することが可能となるからである。

この10年間を経過した後の、2023年1月の日本はどうか。政治権力の掌握を志向する旧統一教会と日本政界、とりわけ自民党・現最大派閥(安倍派)との関係を自己点検しようとする政治の動きは、すっかり沙汰やみになったかに見える。「敵基地攻撃能力」の必要性を力強く語ったこの国の首相は、「戦争放棄」を定める憲法9条との関係には言及することがない一方、「継戦能力」という言葉を当然のように使った。

(2023年1月31日)